

定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、新晃工業株式会社と称し、英文では、SINKO INDUSTRIES LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 冷暖房、温湿度調整、換気装置ならびに冷凍、冷藏装置用機器の設計製作、販売および仲介。
2. 冷暖房設備工事、空調機器設置工事の請負施工。
3. 事務用什器類の販売および仲介。
4. 建築用資材（床材・壁材・梁材）の製造および販売。
5. 消火設備の設計、施工ならびに保守、点検。
6. 不動産賃貸業。
7. 土地、建物、建物設備全般の総合管理および建物内外の各種清掃、消毒請負業。
8. 建築工事、土木工事、電気配線工事、配管工事、機械器具設置工事の設計、請負施工。
9. 労働者派遣事業および警備・受付の請負。
10. 休憩場、食堂、売店、喫茶、宿泊施設、駐車場、給油施設、車両整備施設その他道路利用者に対する各種サービス施設の運営および受託管理。
11. 有料道路および有料駐車場の料金收受業務、回数通行券の販売業務ならびに巡回パトロール、故障車両その他障害物の処理、渋滞時における車両の誘導等交通管理業務の受託。
12. 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する業務。
13. 関連事業に対する投資。
14. 前各号に付帯関連する一切の事業。

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告にて行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、7,985万株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利の制限)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

- ① 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

第3章 株 主 総 会

第12条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (議長、招集権者)

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集し議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

第15条 (電子提供措置等)

- ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 (決議)

- ① 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

- ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第18条 (議事録)

株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (取締役の員数)

- ① 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条 (取締役の選任方法)

- ① 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条 (取締役の任期)

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役)

- ① 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役最高顧問および取締役相談役若干名を選定することができる。
- ② 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役社長のほか、取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

第23条 (取締役会の決議事項)

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によりこれを決する。

第24条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議でもって、同条第5項に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第25条 (取締役会の招集者および議長)

取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

第26条 (取締役会の招集手続)

- ① 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第27条 (取締役会の決議)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第28条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第29条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印する。

第30条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項については、法令または定款に定めあるものほか取締役会で定める「取締役会規程」による。

第31条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。

第32条 (社外取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第33条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

第34条 (監査等委員会の招集手続)

- ① 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第35条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めあるものほか監査等委員会で定める「監査等委員会規程」による。

第6章 計 算

第36条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日までの1年とする。

第37条 (期末配当および基準日)

当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

第38条 (中間配当および基準日)

当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行う。

第39条 (期末配当金等の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

第1条 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第67期定時株主総会終結の前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法423条第1項の責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)

- ① 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただ

し書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

<沿		革>	
昭和 25 年	6 月 16 日作成	平成	3 年 3 月 28 日改訂
昭和 26 年	12 月 27 日改訂	平成	3 年 4 月 1 日改訂
昭和 27 年	8 月 8 日改訂	平成	3 年 6 月 27 日改訂
昭和 28 年	7 月 4 日改訂	平成	6 年 6 月 29 日改訂
昭和 29 年	2 月 25 日改訂	平成	8 年 6 月 27 日改訂
昭和 34 年	2 月 20 日改訂	平成	10 年 6 月 26 日改訂
昭和 36 年	9 月 2 日改訂	平成	12 年 6 月 29 日改訂
昭和 37 年	6 月 25 日改訂	平成	14 年 6 月 27 日改訂
昭和 37 年	10 月 13 日改訂	平成	15 年 6 月 27 日改訂
昭和 41 年	4 月 26 日改訂	平成	16 年 6 月 29 日改訂
昭和 42 年	7 月 15 日改訂	平成	17 年 6 月 29 日改訂
昭和 46 年	3 月 24 日改訂	平成	18 年 6 月 29 日改訂
昭和 50 年	2 月 28 日改訂	平成	20 年 6 月 27 日改訂
昭和 52 年	12 月 6 日改訂	平成	21 年 6 月 26 日改訂
昭和 56 年	3 月 26 日改訂	平成	24 年 1 月 25 日改訂
昭和 58 年	3 月 24 日改訂	平成	25 年 6 月 27 日改訂
昭和 61 年	3 月 28 日改訂	平成	26 年 6 月 27 日改訂
昭和 63 年	3 月 30 日改訂	平成	28 年 6 月 28 日改訂
平成 2 年	3 月 29 日改訂	令和	4 年 6 月 24 日改訂